この書類は下書きです。法務局への提出は司法書士の先生が行います。内容のご確認と、実際の申請の手続きは、必ず司法書士の先生にご依頼ください。　**最終確認者：ご依頼先の司法書士の先生。**この決定書は登記の添付書面ではなく、会社で保存する記録です。

取　締　役　決　定　書

当会社の取締役の全員（２名）は、令和８年７月21日（火）、当会社本店において協議し、会社法第348条第２項の規定に基づき、全員の一致をもって次のとおり決定した。

記

第１　臨時株主総会の招集の件

次のとおり臨時株主総会を招集する（会社法第298条第１項）。

1. 日時　令和８年８月３日（月）　午前10時00分
2. 場所　当会社本店会議室（東京都渋谷区サンプル二丁目４番５号）
3. 目的事項（決議事項）

　第１号議案　資本金の額の減少の件

　第２号議案　資本準備金の額の減少の件

4. 書面又は電磁的方法による議決権の行使は認めない。
5. 招集の通知は、令和８年７月24日（金）に株主の全員へ書面で発する（会社法第299条第１項。当会社は公開会社でないため、総会の日の１週間前までに発する）。
6. 議案の内容

第１号議案　資本金の額の減少の件

資本金の額170,650,000円のうち80,650,000円を減少して90,000,000円とする。

減少する資本金の額の全部をその他資本剰余金とする（準備金とはしない）。

効力発生日は令和８年10月１日とする。

第２号議案　資本準備金の額の減少の件

資本準備金の額170,650,000円のうち650,000円を減少して170,000,000円とする。

減少する資本準備金の額の全部をその他資本剰余金とする（資本金とはしない）。

効力発生日は令和８年10月１日とする。

第２　債権者保護手続の件

前記の株主総会において第１号議案及び第２号議案が承認されることを条件として、会社法第449条に定める次の手続を行う。

1. 官報に、資本金及び資本準備金の額の減少の内容、第４期の貸借対照表の要旨、並びに債権者が１か月以上の一定の期間内に異議を述べることができる旨を公告する（同条第２項。第４期の決算公告をしていないため、貸借対照表の要旨を併せて掲載する。会社計算規則第152条第１項第６号）。
2. 官報への掲載は令和８年８月４日（火）に申し込み、令和８年８月25日（火）の掲載を希望する。
3. 知れている債権者には、令和８年８月25日（火）に各別に催告する。異議を述べることができる期限は令和８年９月28日（月）とする。
4. 手続の実施は、代表取締役 藤本 彩 が、依頼する司法書士と打ち合わせのうえ行う。

以上

上記の決定を明確にするため、この決定書を作成し、取締役の全員が次に記名押印する。

令和８年７月21日

株式会社サンプルデジタル

代表取締役　藤本 彩　　㊞

取　締　役　森川 拓也　　㊞

この書類の使い方（添え書き。法務局には出しません）

■ この書類は何か

取締役会を置かない会社で、取締役が「株主総会を開くこと」（会社法 298 条）と「債権者への公告・催告を始めること」（449 条）を決めた記録です。取締役が 2 名以上いるときは過半数で決めます（348 条 2 項）。この見本は全員の一致で決め、全員が記名押印する形にしています。

■ いつ・誰が・何と一緒に

・法務局には出しません。資本金の額の減少の登記に添えるのは、株主総会議事録・株主リスト・公告と催告をしたことを証する書面（・委任状）です（法務局の記載例）。この決定書は会社で保存し、総会を正しく招集した裏付けにします。

・決めた日（令和 8 年 7 月 21 日（火））のうちに、司法書士の先生へ日程と議案の案を渡します。

・招集通知は令和 8 年 7 月 24 日（金）に発送します（05 の総会の前）。

■ 手続きの中の位置（令和 8 年。太字がこの書類）

日付	すること	見本	数え方・根拠
7 月 21 日（火）	**取締役の決定（招集・債権者保護）**	**04**	会社法 298 条・348 条 2 項
7 月 24 日（金）	株主へ招集通知を発送	—	総会の 1 週間前まで（299 条 1 項）。間は 9 日
8 月 3 日（月）	臨時株主総会で減資を決議	05・06	資本金の額の減少は特別決議（309 条 2 項 9 号）
8 月 4 日（火）	官報へ掲載を申込み	07・08	併せ公告は申込みの翌日から 14 営業日が目安
8 月 25 日（火）	官報に公告・債権者へ催告を発送	08	449 条 2 項
9 月 28 日（月）	異議を述べられる期限	—	公告の翌日から 1 か月は 9 月 25 日（金）満了（民法 140・143 条）。催告の到着を見て 9 月 28 日（月）
10 月 1 日（木）	効力発生日	—	手続が済んでいなければ効力は生じない（449 条 6 項）
10 月 6 日（火）	変更登記を申請	09	2 週間以内＝10 月 15 日（木）まで（915 条 1 項）

資料: 会社法・民法（e-Gov）、官報の取次店の目安（2026 年 11 月 17 日取得）、内閣府「国民の祝日」。日付はすべて平日

■ 確かめること（□に印を付けながら）

□ 取締役の人数と、定款に招集の決め方の定め（代表取締役が招集する等）が無いか

□ 招集通知の発送日の翌日から総会の前日まで、7 日以上あるか（定款で短くしていればその期間）

□ 書面・電磁的方法による議決権の行使を認めると、通知は総会の 2 週間前までになり、招集手続の省略（300 条）もできない

□ 定款の公告方法が官報だけか。官報に加えて日刊新聞紙か電子公告でも公告すれば、各別の催告を省ける（449 条 3 項）

□ 知れている債権者の一覧（借入先・仕入先・未払の相手・リース会社など）を作り、催告の宛先を漏らさない

根拠: 会社法 298 条・299 条・300 条・348 条 2 項・449 条（e-Gov 法令検索）。法務局「株式会社変更登記申請書（資本金の額の減少）」記載例（令和 8 年 5 月 11 日更新）。

最終確認者：ご依頼先の司法書士の先生（記載内容・手続）。株主・金額・日付などの事実は会社が確かめます。